

千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会 入 会 申 込 書

私は、千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会（略称：ちば登文会）に
下記の通り入会の申し込みを致します。

入会申込書記入日： 20 年（令和 年） 月 日

会員の種別： 1. 正会員 2. 準会員 3. 賛助会員 4. 特別会員

国登録有形文化財の名称（複数の場合は代表するもの）

上記文化財の通称(ある場合)：

上記文化財の所在地(正確に)：

文化財所有者氏名（共同所有は全員）：

所有者が企業の場合の企業名：

入会申込者氏名： 文化財所有者と同じ ・ 違う（違う場合は下記に記載）

申込者が所有者と違う場合の関係： 使用者 ・ 管理者

入会申込者の住所： 〒

書類の届け先住所： 〒

電話番号(固定) ※入会申込者：

F A X 番号 ※入会申込者：

携 帯 電 話 番 号 ※入会申込者：

メールアドレス(P C) ※入会申込者：

メールアドレス(携帯) ※入会申込者：

【お願い】

- 1) 上記の個人情報は 会報のお届け・行事の連絡・緊急の連絡など会のスムーズな運営に必要なので、必ず全てご記入の上お申し込み下さいますようお願いいたします。
- 2) 会費の徴収は、事務局より別途請求書を送付いたしますのでお振込みください。

【申込書の送付先】

事務局長：森田

T E L : 0 4 3 - 4 8 4 - 3 0 9 8 ※ 森田建築設計事務所内

F A X : 0 4 3 - 4 8 4 - 3 1 6 2

メール : map-map@remus.dti.ne.jp

(事務扱い欄) 04/01～9/30 ・ 10/01～12/31 ・ 01/01～03/31

千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会

「千葉県国登録有形文化財建造物所有者の会」細則

(会費)

第1条 この会の規約第5条1項に示す会費は以下の通りとする。

1. 入会金

正会員	一人あたり	一口：4,000円（何口でも可・法人は二口以上）
準会員	一人あたり	一口：3,000円（何口でも可・法人は二口以上）
賛助会員	一人あたり	一口：5,000円（何口でも可・法人は二口以上）
特別会員	なし	

2. 会費

正会員	一人あたり	年間	一口：4,000円（何口でも可・法人は二口以上）
準会員	一人あたり	年間	一口：3,000円（何口でも可・法人は二口以上）
賛助会員	一人あたり	年間	一口：5,000円（何口でも可・法人は二口以上）
特別会員	なし		

(会費・会計等)

※規約 第5条

第5条 この会の会員は会費を会に支払うものとする。

尚、この会の運営の財源は、会費・前年繰越金・寄付金の範囲内で賄うものとし、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

1. 会費に関する特記事項

- ①会費の金額は理事会で決定するものとし別に細則で定める。
- ②既納の入会金、会費はいかなる理由があっても返還しない。
- ③各行事の開催に係る経費は参加者の受益負担とし参加費等として別途徴収する。

2. 会費・収入の種類

- ①入会金： 正会員・準会員・賛助会員 が入会時に支払うものとする
- ②年会費： 正会員・準会員・賛助会員 が毎年支払うものとする

尚、年度の途中で入会する者の初年度の年会費は以下の通り定める

- ・9月30日までの入会者： 年会費の 全額
- ・10月1日を過ぎた入会者： 年会費の 2分の1 で100円未満を切捨てた金額
- ・1月1日を過ぎた入会者： 年会費の 3分の1 で100円未満を切捨てた金額

- ③寄付金： この会は理事会の承認の上で寄付金を受付ける。